



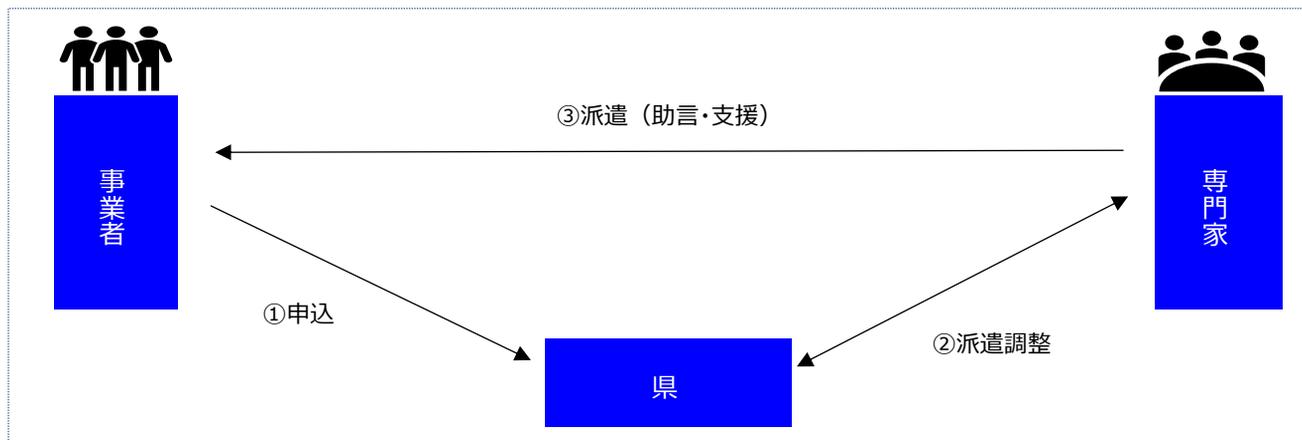
# 働きやすい職場づくり・人材活用促進 専門家派遣制度

無料

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、**就業規則等の整備でお困りの事業者**に、**社会保険労務士を派遣**します。  
詳しくはホームページをご覧ください、各担当までお問合せください。

項目	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、 <b>多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組（下記参考）に3つ以上取り組む事業者</b> ※過去の利用実績がない事業者10社に限る
支援の内容	○就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正（全面改正、一部改正）	○以下のような取組を実施するために必要な、就業規則、各種規定等の新規作成、全面改正・一部改正 ・独自の休暇制度の創設（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等） ・兼業・副業の許可 ・勤務間インターバル制度の導入 ・在宅勤務、テレワーク等の導入 ・病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり（勤務時間の配慮、休暇制度等） ・高齢者の働きやすい職場づくり（定年延長、処遇の見直し等） ・外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等） ・正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現 等
	○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は行いません（各事業所が届け出てください）	
日数	新規作成・全面改正：1事業者あたり 原則8日まで 一部改正：1事業者あたり 5日まで ※上記範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援する業務内容を調整します	
担当	男女協働未来創造本部県民運動課 電話：0858-23-3977 FAX：0858-23-3989 E-mail：kenminundou@pref.tottori.lg.jp https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/	商工労働部雇用人材雇用・働き方政策課 下の「問合せ先」をご覧ください

## <専門家派遣制度の流れ>



申込締切：令和8年2月27日（金）まで

【問合せ先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：0857-26-8477 FAX：0857-26-8169 E-mail：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

HP：https://www.pref.tottori.lg.jp/312080.htm

